

奈良県告示第三百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成三十年一月奈良県告示第三百三十五号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和七年十二月十六日

奈良県知事 山下真

区域の名称 区 域		土砂災害警戒区域	縦覧場所
区域の名称 区 域		土砂災害特別警戒区域	
区域	急傾斜地崩 壊警戒区域	下市町広橋 (○○一) のとおり 次の平面図	
区域	急傾斜地崩 壊特別警戒	下市町広橋 (○○一) のとおり 次の平面図	
とおり	次の平面図の とおり	四条に規定す る衝撃に関す る事項	区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第 四条に規定す る衝撃に関す る事項
役場総務課	土木事務所 及び下市町 役場総務課	奈良県吉野	

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県国土マネジメント部砂防・災害対策課及

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。